別表第三第二十三号中「百三十万枚」を「百六十万枚」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣　菅　直人

省　令

○厚生労働省令第百十二号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十二条第一項（独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）第六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月十四日　厚生労働大臣　細川　律夫

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「平成二十二年四月一日」を「平成二十四年四月一日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１５７９４号

埼玉県さいたま市浦和区上木崎４丁目３番12号

債務者　有限会社かとれあ書房

代表者代表取締役　飯塚　博明

1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横澤　康平
4　破産債権の届出期間　平成22年10月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月24日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９０１号

東京都墨田区八広１丁目40番15号

債務者　アイランドフェスタ株式会社

代表者代表取締役　田中　真悟

1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　哲也
4　破産債権の届出期間　平成22年10月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月14日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９０７号

東京都杉並区天沼３丁目30番40号

債務者　ヤマダ工業株式会社

代表者代表清算人　山田　隆保

1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅野　卓郎
4　破産債権の届出期間　平成22年10月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月７日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９１３号

東京都府中市多磨町２丁目３番地の15

債務者　有限会社ヨコザワ

代表者取締役　横澤　宏

1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　孝彦
4　破産債権の届出期間　平成22年10月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月４日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９１９号

東京都練馬区栄町42番８号

債務者　株式会社オーレ

代表者代表取締役　原田　雅昭

1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　立
4　破産債権の届出期間　平成22年10月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月14日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９２５号

神奈川県横浜市南区弘明寺町字北ノ前78番地11　ファミールＫＯＷＡ105号

債務者　有限会社田辺塗装

代表者清算人　田邉　賢治

1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　修
4　破産債権の届出期間　平成22年10月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月24日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９３６号

千葉県船橋市高野台４丁目４番47号

債務者　有限会社インテリアアトリエ

代表者代表取締役　小池　豊

1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　雪丸　真吾
4　破産債権の届出期間　平成22年10月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月14日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９３８号

東京都千代田区一番町10　相模屋第３ビル６階、商業登記簿上の本店所在地東京都港区南青山４丁目20番20号

債務者　株式会社フイルマジ

代表者代表取締役　西田　敏昭

1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　順一
4　破産債権の届出期間　平成22年10月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月13日午後３時

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９３９号

東京都大田区南六郷３丁目17番２―403号

債務者　有限会社植田工務店

代表者取締役　植田　泰嗣

1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　修
4　破産債権の届出期間　平成22年10月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月24日午前11時

東京地方裁判所民事第20部